特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
22	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

天草市は、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項	

評価実施機関名

熊本県　天草市長

公表日

令和8年9月29日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	ひとり親家庭等医療費助成に関する事務
②事務の概要	ひとり親家庭等医療費助成条例の規定に基づき対象者の保険情報、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 　①ひとり親家庭等医療費助成対象世帯の住民情報、宛名情報の確認等 ＜Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末を用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。
③システムの名称	1. ひとり親医療システム 2. MICJET番号連携サーバ 3. 中間サーバ 4. Public Medical Hub（PMH）

2. 特定個人情報ファイル名
（1）ひとり親医療受給者情報ファイル （2）宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条の2及び第19条第6号 天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 天草市ひとり親家庭等医療費助成条例等

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1）実施する 2）実施しない 3）未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号、天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、天草市ひとり親家庭等医療費助成条例等	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課　〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL：0969-23-1111　mail：hontyo-soumu@city.amakusa.lg.jp

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部　子育て支援課　〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL：0969-27-5400　mail：kosodatesien@city.amakusa.lg.jp

9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　] ＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　] ＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[]接続しない（入手）**	**[]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務では上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む）の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[　] 自己点検　　[○] 内部監査　　[　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本市においては、天草市情報セキュリティ対策に関する規程第9条の規定に基づき「情報セキュリティ実施手順書」を作成し、所管する情報システムに係る運用を実施している。また、同第20条に基づく研修及び訓練が実施されていることから、職員に対する教育・啓発は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月29日	1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1．ひとり親医療システム	1．ひとり親医療システム 2．MICJET番号連携サーバ 3．中間サーバ	事後	一部変更
平成27年7月29日	2．特定個人情報ファイル名	（1）ひとり親医療受給者情報ファイル	（1）ひとり親医療受給者情報ファイル （2）宛名情報ファイル	事後	一部変更
平成27年7月29日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	未定	事後	一部変更
平成27年7月29日	②法令上の根拠		独自利用事務に関する条例を制定	事後	一部変更
平成27年7月29日	5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長　明石　弘之	子育て支援課長	事後	一部変更
平成29年7月25日	5．評価実施機関における担当部署 ②所属長	子育て支援課長	子育て支援課長　大脇　恵子	事後	一部変更
平成29年7月25日	4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	独自利用事務に関する条例を制定	番号法第19条第8項、天草市ひとり親家庭等医療費助成条例等	事後	一部変更
平成29年7月25日	連絡先	健康福祉部　子育て支援課 〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL：0969-23-1111 mail：kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部　子育て支援課 〒863-0043　熊本県天草市亀場町亀川1886番地2　TEL：0969-27-5400 mail：kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月13日　時点	平成29年6月30日　時点	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月13日　時点	平成29年6月30日　時点	事後	一部変更
平成29年7月25日	Ⅰ連携情報 3．個人番号の利用 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条の2 天草市ひとり親家庭等医療費助成条例等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条の2 天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 天草市ひとり親家庭等医療費助成条例等	事後	一部変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月25日	Ⅰ連携情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	天草市ひとり親家庭等医療費助成条例等	番号法第19条第8号、天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、天草市ひとり親家庭等医療費助成条例等	事後	一部変更
平成30年8月31日	Ⅰ連携情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	一部変更
平成30年8月31日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長　大脇　恵子	課長	事後	一部変更
平成30年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	一部変更
平成30年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月30日　時点	平成30年6月30日　時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅰ関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部　子育て支援課 〒863-0043　熊本県天草市亀場町亀川1886番地2　TEL：0969-27-5400 mail：kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	健康福祉部　子育て支援課 〒863-8631　熊本県天草市東浜町8番1号 TEL：0969-27-5400 mail：kosodatesien@city.amakusa.lg.jp	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年6月30日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	一部変更
令和1年6月27日	Ⅳリスク対策		項目の追加	事後	様式の変更によるもの
令和2年5月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	一部変更
令和2年5月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	一部変更
令和3年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	一部変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	一部変更
令和3年11月5日	Ⅰ関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号、天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、天草市ひとり親家庭等医療費助成条例等	番号法第19条第9号、天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項、天草市ひとり親家庭等医療費助成条例等	事後	番号法改正に伴う引用条項ずれの修正
令和4年11月9日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	一部変更
令和4年11月9日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和4年4月1日　時点	事後	一部変更
令和6年3月21日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	一部変更
令和6年3月21日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日　時点	令和5年4月1日　時点	事後	一部変更
令和6年11月29日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	一部変更
令和6年11月29日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日　時点	令和6年4月1日　時点	事後	一部変更
令和6年11月29日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か		十分である	事後	様式変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月29日	Ⅳリスク対策 8．人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、ひとり親家庭等医療費助成に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・　申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・　特定個人情報の記載がある申請書等（USBメモリを含む。）の保管 ・　個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式変更のため
令和6年11月29日	Ⅳリスク対策 11．最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策		9）従業員に対する教育・啓発	事後	様式変更のため
令和6年11月29日	Ⅳリスク対策 12．最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か		十分である	事後	様式変更のため
令和6年11月29日	Ⅳリスク対策 13．最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か 判断の根拠		本市においては、天草市情報セキュリティ対策に関する規程第9条の規定に基づき「情報セキュリティ実施手順書」を作成し、所管する情報システムに係る運用を実施している。また、同第20条に基づく研修及び訓練が実施されていることから、職員に対する教育・啓発は「十分に行っている。」と考えられる。	事後	様式変更のため
令和7年10月20日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	一部変更
令和7年10月20日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日　時点	令和7年4月1日　時点	事後	一部変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年10月20日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	ひとり親家庭等医療費助成条例の規定に基づき対象者の保険情報、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 　①ひとり親家庭等医療費助成対象世帯の住民情報、宛名情報の確認等	ひとり親家庭等医療費助成条例の規定に基づき対象者の保険情報、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは以下の場合に使用する。 　①ひとり親家庭等医療費助成対象世帯の住民情報、宛名情報の確認等 ＜Public Medical Hub（PMH）を活用した情報連携に係る公費医療費助成事務＞ ・情報連携のため、本市は、Public Medical Hub（PMH）へ本事務に係る対象者の個人番号を含む対象者情報、公費資格情報の紐付け及び登録を行う。 ・住民は、マイナポータルを介して、自身の本事務に係る公費医療費助成の資格情報の取得/閲覧が可能となる。 ・住民が、医療機関受診時に公費医療費助成の給付を受ける際に、従来の紙の受給者証に代えて、マイナンバーカードをオンライン資格確認端末を用いることにより、資格情報を医療機関が取得/閲覧することが可能となる。	事前	Public Medical Hub（PMH）によるオンライン資格確認の実施のため
令和7年10月20日	Ⅰ関連情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1．ひとり親医療システム 2．MICJET番号連携サーバ 3．中間サーバ	1．ひとり親医療システム 2．MICJET番号連携サーバ 3．中間サーバ 4．Public Medical Hub（PMH）	事前	Public Medical Hub（PMH）によるオンライン資格確認の実施のため
令和7年10月20日	Ⅰ関連情報 3．個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条の2 天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 天草市ひとり親家庭等医療費助成条例等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）第9条の2及び第19条第6号 天草市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 天草市ひとり親家庭等医療費助成条例等	事前	Public Medical Hub（PMH）によるオンライン資格確認の実施のため
令和7年10月20日	Ⅳリスク対策 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託	〔　○　〕委託しない	〔　　〕委託しない	事前	Public Medical Hub（PMH）によるオンライン資格確認の実施のため
令和7年10月20日	Ⅳリスク対策 4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か		十分である	事前	Public Medical Hub（PMH）によるオンライン資格確認の実施のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年9月2日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	一部変更
令和8年9月2日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年4月1日　時点	令和8年4月1日　時点	事後	一部変更